

令和8年度第2回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 令和8年6月1日（月） 午後2時00分～午後2時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

豊山町選挙管理委員会委員

委員長 小塚勝好

委員 鈴木 登 寺町信秀 河村博務

(2) 事務局

書記長 林 真吾

書記 佐藤浩介 高木久徳 中村裕一 保子明德 富安那奈

4 議題

選挙人名簿定時登録について

5 会議資料

議案第1号 選挙人名簿に登録する者を定めること

6 議事内容

事務局： ただ今より、令和8年度第2回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

はじめに、委員長よりごあいさつをいたします。

委員長よりよろしくお願いいたします。

委員長： 本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日の委員会の議題は、「定時登録についての議案」の1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

事務局： ありがとうございます。それでは、議事の取り廻しを委員長にお願いいたします。

委員長： 本日の議題は1件です。はじめに、議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 議案第1号「選挙人名簿に登録する者を定めること」についてご説明します。

議案の次ページにございます、令和8年6月定時登録選挙人名簿登録者数をご覧ください。

令和8年6月1日現在における公職選挙法第22条第1項の規定に基づく選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めてよろしいかお伺いします。

(人数を資料により説明。選挙人名簿抄本を回覧)

委員長： 事務局からの説明及び名簿の確認が終わりました。

ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： こちらの紙の名簿以外に、コンピュータで電子データの名簿は管理しているのでしょうか。

事務局： 本町では、システムを用いて選挙人名簿の原本に登録・管理しております。ただ今ご覧いただいております、紙の選挙人名簿は、原本の写しである抄本でございまして、閲覧や確認、選挙当日に各投票所の受付の際に、使用しています。

委員： わかりました。

委員長： その他ありませんか。

委員： 豊山町に住民票を移したときに、選挙人名簿に登録されるのでしょうか。

事務局： 住民基本台帳を利用して、年齢や住所等の名簿登録の要件を確認しています。本町の選挙人名簿に登録されるためには、豊山町に転入の届出をされた日から引き続き3か月以上、本町に住民票を置き続ける必要があります。

委員： 3か月以上、町に住民票がないと、選挙権は得られないということでしょうか。

事務局： 住所を含む名簿登録の要件を満たさず選挙人名簿に登録がない場合、町議会議員選挙につきましては立候補も投票もすることができず、町長選挙につきましては立候補はできますが投票することはできません。また、国政選挙や県知事選挙につきましては、転入元の自治体にて名簿登録がある場合は投票することができます。

委員： わかりました。

委員長： その他ありませんか。

委員： 今後、選挙人名簿は紙ではなく、システムのみで処理・管理していく方針はあるのでしょうか。

事務局： 名簿の処理はシステムで行っておりますが、選挙当日の投票所での受付にしましては、これまで通り、紙の名簿抄本を備え、入場券はがきとの照合を基本とする対応を継続する予定です。

委員： わかりました。もしもの時のために、紙は必要ですね。

委員長： その他ありませんか。

委員： マイナンバーカードの選挙での活用が将来的にあるのではと話題ですが、豊山町でのマイナンバーカードの普及率はどの程度なのでしょうか。

事務局： 本町におきましては、マイナンバーカードの保有率が82.2%（令和8年5月末時点）であると把握しています。国主導で国民の保有が100%となれ

ば、国政選挙のマイナンバーカードの活用や電子化が進むことも考えられます。

委員長： その他ありませんか。

委 員： （なし）

委員長： ないようですので質疑を終わります。

それでは、採決に入ります。議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。

委 員： （全員挙手）

委員長： 全員賛成と認めます。

以上で、本日の議題は終了となります。

その他で何かありましたらお願いいたします。

事務局： 事務局から2点お伝え申し上げます。

まず、在外選挙人の住所変更についてです。本籍地や最終住所が豊山町であり、海外にお住まいの方は、本町の在外選挙人として名簿に登録されれば、国政選挙について、在外公館を通じて投票をすることができます。令和8年5月21日付けで、在外公館から在外選挙人男性1名について住所変更の届出書等が提出されました。豊山町選挙管理委員会規程第17条第1項に基づき、委員長の専決処分として、令和8年5月26日付けで在外選挙人名簿及び在外選挙人証の記載事項を修正しました。

2つ目に、議案第1号について、本日議決いただいた選挙人名簿に基づき、選挙人名簿登録者数を愛知県選管に報告いたします。また、選挙人名簿登録者数に基づき、町の条例の制定改廃や、町議会議員や町長の解職請求や町の監査委員への監査請求などの直接請求をする場合の必要署名人数の告示を行います。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、令和8年度第2回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

令和8年6月25日

委員長 小 塚 勝 好

委 員 鈴 木 登

委 員 寺 町 信 秀

委 員 河 村 博 務